

● 討論記録 ●

第 2 分科会

司会：原 由美子（埼玉県立文書館）

記録：森本 祥子（国立国語研究所）

以下に、大会テーマ研究会第2分科会「電子文書の保存と利用」での質疑応答をまとめる。

まず司会の原氏（埼玉県立文書館）による二報告の簡単なまとめがあり、続いて会場の参加者より質問が出された。

崎原盛俊（名護市史）

デジタルデータをアナログ化して保存するというアイディアは参考になった。名護市史では外郭団体と共同で事業を行うことがあるが、庁内の電子化が進んでも外郭団体がそうでないということがある。そこで質問の一つ目として、デジタルとそうでないものの混ざった文書の扱いは具体的にどうするのか、聞きたい。また、地域にはデジタルデータは残りにくいという問題がある。

藤井彰人（愛知県公文書館）

一つ目の質問に関しては、電子文書の鑑文をプリントアウトして紙媒体で揃えとか、逆に紙をスキャニングして電子にするか、いずれかで統一するのがいいだろう。別媒体のままでも管理出来なくはないが、利用には不便である。

また、二つ目の質問に関しては、地域で文書を保存しようとする場合は、個人が保存することになるので、デジタルからマイクロ化する方が長期保存に向くのではないかと思う。これは個人的な考えだが。

所澤 潤（群馬大学）

話をきいていると、保存する資料のイメージが、現在の文書の形態を強く念頭においたものようである。しかし、都知事がテレビ番組の中で業務命令を出した事例もあるし、電子メールに音声や映像が伴ったり、会議の出欠記録と議事録がリレーショナルデータベースで連動するなど、これからは、紙文書をPDF化して保存するという考え方では対応しきれないことが出てくると思われる。そうしたことへの見通しがあればきたい。

池田 浩（上越市創造行政研究所）

現在の業務スタイルを念頭に置いたシステムであるという指摘は、その通りである。しかし、所澤氏意見はこれからの事務スタイルのアイディアとしては面白いが、対市民のわかりやすさを重視する立場からは、書き物の形で記録を残していくことを考えたい。とはいえ、例えば財務会計システムの見直しなど、業務の迅速化のために変わっていく業務スタイルにあわせたシステムの構築は求められている。

小谷 正（和歌山県立文書館）

所澤氏の話に出てきた、知事がテレビ番組の

中で命令を出す、という事例は和歌山県でもあり、かつそのビデオは残っていなかった。記録が残らないということが、実際に起きてきている。

司会

映像資料、とくに自治体の広報に関わるものについては、文書館がそれも扱っている場合、あるいは広報などの部署で扱っている場合、図書館で扱っている場合など、保存分担は自治体毎にそれぞれの体制をとっている。機能分担は古くて新しい問題だ。

小谷

自分は、文書館は「こと」を扱うところであって、扱う対象の媒体は関わらないのではないかと思っている。媒体で機能分担の棲み分けを考えるのはおかしいと思う。

司会

博物館・図書館・文書館の中での機能分担は、古くて新しい問題である。

幸地 哲（沖縄県公文書館）

アメリカのメリーランド州立公文書館では、知事の年頭挨拶のビデオを自ら制作し、活用・保存もしていた。このように、積極的に広報の役目までかって出ている事例もあることを、紹介しておく。

河崎幸一（滋賀県広報課）

住民台帳がらみでシステムを入れ替えたなら、前の文書が読めなくなった、という自治体の話を聞いたことがある。また、かつての8インチのフロッピーはもう読めないというような問題が出てきている。ところで、古くて読めないデータを、愛知県公文書館では受け入れるのか？ また、上越市では機器変換の時に、どのようにデータを引き継いでいるのか？

藤井

公文書館で受け取る以前に、中身を読んで歴

史的価値があるかどうか確認することになっているので、読めないものは受け入れないということになる。

河崎

現在は読めても、30年後に移管されるときに読めなくなっているものはどうするのか？

藤井

総合文書管理システムはずっと続いていくので、移管時に読めないものはない、という前提である。

池田

上越市でも、住基ネットにあわせてシステムを入れ替えたが、読めなくなったと言う問題は起きていない。ただ、従来の汎用性の高いカスタムメイドのシステムからパッケージ型になったため、行政の使い勝手の面では不自由になった。

安藤福平（広島県立文書館）

愛知県公文書館について、いくつか質問がある。(1)年間何万件もの入力や選別は可能なのか。(2)紙と電子と両方から成る一件の文書で、媒体を統一するのは大変ではないのか、また媒体が二元化されている状態で決裁や保管はどうするのか。(3)電子文書を「受け入れる」と言うが、これからは県庁のLAN上に文書館スペースがあればいい、ということではないのか。(4)PDFは永久保存のためだけでなく、それ以前の行政利用でも必要ではないか。

藤井

(1)入力はそれぞれの文書作成担当者が行っており、公文書館で行っているわけではない。また、電子文書も従来の簿冊の単位でファイルを作っており、選別はファイル単位で行う。(2) LGWAN（総合行政ネットワーク）導入後10年ぐらいは、実際には紙が添付されることが多いだろう。その場合は、鑑文をプリントアウトして、紙に統一して受け入れることにな

るだろう。実際にすべてがコンピュータで済むようになるのは、平成27年ぐらいからではないかと考えている。なお、電子決済は可能である。」

ここで終了予定時間をすでに超えていたため、質疑応答は以上でうち切られた。

さて、報告や質疑応答をきいていて、参加者の一人として感じたことに、最後に触れさせていただきたい。

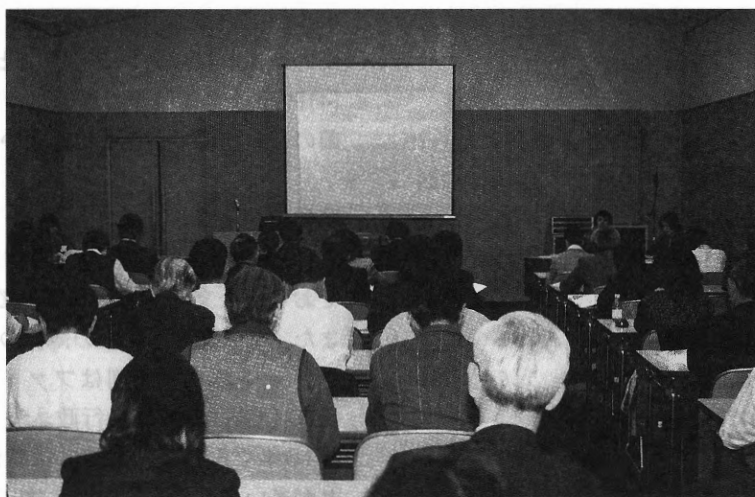
その一つは、現用段階の電子政府の話と資料保存の立場からの視点が、いまだ十分に結びついて認識できていないということ、また、電子媒体は「紙以外のもの」の一つ、という程度のイメージから十分脱却できていないのではないかと、ということである。

一つ目の点について。電子文書はその発生と同時にアーカイブズとしての視点を持たなければならない、ということは、理屈では確かに聞いている。けれども、ようやく本庁との連携ができて、紙の文書が徐々に移管されるようになった、というのが日本の一般的な状況であるときに、いきなり「文書の発生からアーカイブズが関わるべし」などと言われても、現実には至難の業であろうし、具体的なイメージもつかみにくい。しかし、電子政府というものがこれだけのスピードで国を挙げて進められていくと、のんきにはしてられない。今回の報告は共に、

現用（という概念は、もはや通用しないのかもしれないが）を扱う電子政府システムの説明がメインであったが、すでに現実となっているそれらのシステムの説明をうけても、そこにアーカイブズの視点から十分に問題提起や議論ができなかったのは、まだまだ私たちの頭が、電子の世界の展開スピードに追いついていないということなのではないだろうか。

二つ目の点について。質疑応答・意見交換になったとき、映像資料の扱いが話題にのぼり、それへは参加者の反応がよかったように感じた。電子文書がテーマの分科会で、参加者があまり違和感なくそのことを話題にしたことに、私たちの認識が端的に現れていたと思う。私たちは、まだまだ「紙とそれ以外」という分類を、無意識かもしれないが、頭の中に持っているのではないかと。しかし、電子文書のライフサイクルの問題、電子文書の保存・活用の問題、あるいは、そもそも「文書」とは何なのかという根本的な問題など、電子文書ならではのたくさんの複雑な課題がある。今後は、意欲的にこうした問題を独立させて考えていかなければならないのではないだろうか。

いずれにせよ、全史料協の電子文書への本格的な取り組みの第一歩としては、まずは課題が多々あることが認識されて、意味のある分科会であった。



第2分科会 会場風景